

Asian Gypsy Moth

2016 年 2 月

Asian gypsy moth(AGM)は、船舶や貨物を経路として侵入する可能性のある、重大な害虫です。AGM の生息域は、極東ロシア、日本、韓国、および中国北部の一部港地域に広がっております。AGM が持ち込まれた場合、北米の植物資源、これらの植物資源に依存する関連ビジネスやマーケットに重大な悪影響を及ぼす恐れがあります。

船舶は、AGM が付着していない状態で、かつ必要な出航前の証明書を得た状態で北米の港に到着しなければなりません。AGM の侵入リスクを最小限に抑えるためには、海運業界と米国・カナダ当局の連携した対策が必要不可欠です。米国とカナダの植物検疫及び農業機関はそれぞれ独立しており、両国の法律には相違があるものの、AGM のリスク軽減および排除の取り組みは共同の取り組みであり、優先度の高いものと見なされています。

必要な AGM の不在証明書なしで船舶が到着する全ての場合、または船上で AGM が発見された場合、荷役作業ならびに所定の通関手続きに大幅な遅れが生じることがあり、船会社や関係者に収益の損失をもたらします。

海運業界では、AGM についての必要な検疫遵守に関する認識を相当に高めてきました。本船スケジュールの維持には不可欠でした。両国は業界パートナーとの協働に励み、AGM 発生地でのリスクを低減する対策を支援しています。

措置

表 1 に定められた特定期間中に AGM 規制地域に寄港する船舶には、以下の対策が求められます：

1. 船舶は、検査を受け、認定検査機関の出航前証明書を取得しなければならない。本船に AGM が存在しないことを記載した証明書のコピーを、米国・カナダの代理店に送付しなければならない。検査は、該当する港からの出航時間に出来るだけ近いタイミングで実施されるべきである。証明書は、特定リスク期間中に寄港した規制地域の最終寄港地で発行されたものでなければならない。
2. 船舶は、AGM が存在しない状態で北米の港に到着しなければならない。検査の遅延や、ルート変更、その他北米への AGM 侵入リスク軽減に関係する潜在的影響に遭遇するのを避けるため、船会社は、米国およびカナダの港に入る前に、全ての卵塊およびその他の形態の AGM を探し、排除し(削り落とし)、そして適切に処理または破壊するための集中的な船舶の自己点検を実施すべきである。
3. 船舶は、過去 2 年間の寄航港の記録を、北米の港に入港する 96 時間前までに、米国／カナダの代理店に提出しなければならない。代理店は、米国／カナダ政府当局にこれらの情報が通知されるよう対応する。

表 1 規制地域および特定リスク期間		
国	港または地区	特定期間
極東ロシア	Nakhodka, Ol'ga, Plastun, Pos'yey, Russkiy Island, Slavyanka, Vanino, Vladivostok, Vostochny, Zarubino, Kozmino	7月1日～9月30日
中華人民共和国	中国北部、北緯 31 度 15 分以上の全ての港	6月1日～9月30日
大韓民国	全ての港	6月1日～9月30日
日本ー北部	北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県	7月1日～9月30日
日本西部	秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県	6月25日～9月15日
日本ー東部	福井県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県	6月20日～8月20日
日本ー南部	和歌山県、大阪府、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、宮崎県、熊本県、鹿児島県	6月1日～8月10日
日本ー極南	沖縄県	5月25日～6月30日

加えて、AGM 規制地域での、また北米到着時の徹底した検査が行えるよう、船舶には適切な修理がなされ、甲板上にはゴミや不要物が取り除かれているよう注意喚起がなされています。

北米到着時には、出航前証明書取得済み船舶についても検査が行われています。AGM 規制地域からの出航の何日も前に証明書が発行されている場合、検査後に AGM が再度本船に取りつく場合があるからです。したがって、AGM 規制地域での検査と証明書の発行は可能な限り出航時間に近いタイミングで実施することが重要です。また、北米への航海中に船舶の上部構造物の点検を実施し、発見した全て形態の AGM を排除・破壊することで、乗組員が AGM の不在を確実にすることも非常に重要です。

AGM その他の害虫問題の不在の確保に関する米国／カナダへの入国要件の全てを満たすことは、船会社の責任となります。可能な予防策を全て講じるよう、海事関係者に強く要請します。

AGM 不在証明及びあらゆる形態(卵塊、さなぎ、成虫)の AGM が付着していない状態で寄港することに関する要求基準について、米国とカナダ両国は完全に合意していますが、政策などにより二国間で入港手続きが若干異なります。AGM の要件及び通関手続きに関して不明な点がある場合は、入港する港の現地検査機関に問い合わせして下さい。